

# 大阪公立大学学則（案）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 大阪公立大学（以下「本学」という。）は、学術文化の中心として真理を探究し、もって豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材を養成することを使命とし、広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに、地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 自己点検・評価等

（自己点検・評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（教育研究活動の公表）

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に公表するものとする。

## 第3章 組織

（学部・学域等及び定員）

第4条 本学に次の学部及び学域（以下、「学部等」という。）を置く。

現代システム科学域

文学部

法学部

経済学部

商学部

理学部

工学部

農学部

獣医学部

医学部

看護学部

生活科学部

2 学部に学科、学域に学類を置く。

3 学科に専攻を置くことができる。

4 前2項の学部等に置く学科若しくは学類又は学科に置く専攻の収容定員は、別表のとおりとする。

5 本学の学部等又は学科及び学類ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（大学院）

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

（国際基幹教育機構）

- 第6条 本学に、全学の基幹教育及び大学院共通教育を推進する国際基幹教育機構を置く。  
2 国際基幹教育機構に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究施設等)

第7条 本学に次の教育研究施設等を置く。

- (1) 図書館
  - (2) 実験・実習工場
  - (3) 植物園
- 2 学部に次の教育研究施設等を置く。
- (1) 農学部附属教育研究フィールド
  - (2) 獣医学部附属獣医臨床センター
  - (3) 医学部附属病院及び附属刀根山結核研究所
- 3 学長は、前2項の規定により設置される教育研究施設等のほか、本学の教育研究に必要な施設を置くことができる。
- 4 前3項の教育研究施設等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 教職員組織

(職員)

- 第8条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。
- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(管理運営に必要な教職員への研修等)

第9条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(組織)

- 第10条 大学の教育研究の発展に資するため教員組織として研究院を置く。
- 2 研究院に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会等)

- 第11条 学部等及び国際基幹教育機構に教授会を、研究院に研究院会議を置く。
- 2 教授会及び研究院会議に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、必要があると認めたとときに前項の期間を変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
  - (3) 春季休業 3 月 20 日から 4 月 7 日まで
  - (4) 夏季休業 8 月 10 日から 9 月 23 日まで
  - (5) 冬季休業 12 月 24 日から 1 月 7 日まで
  - (6) その他学長が必要と認めた日
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことを認めることができる。

## 第 6 章 修業年限及び在学年限

### (修業年限)

- 第 15 条 学部等の修業年限は、4 年とする。ただし、獣医学部獣医学科及び医学部医学科の修業年限は、6 年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 35 条の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められた者の修業年限については、当該履修を許可された年限とする。

### (在学年限)

- 第 16 条 学部等の在学年限は、8 年とする。ただし、獣医学部獣医学科の在学年限は 12 年、医学部医学科の在学年限は 11 年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 24 条の規定に基づき合格した者の在学年限については、前条第 1 項に定められた修業年限の 2 倍以内の期間で、教授会の意見を聴いて、学部長が定める。

## 第 7 章 入学、転学部等、編入学、転入学及び再入学

### (入学の時期)

- 第 17 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次の場合は学期の区分に従い、入学をさせることができる。
- (1) 再入学
  - (2) その他、教育上支障がないと認められる場合

### (入学資格)

- 第 18 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
  - (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
  - (8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた

もの

(9) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学願)

第19条 本学へ入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学試験等)

第20条 学長は、入学を志願する者に対しては、試験を行い、学部等の教授会において選考の上、合格者を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、教育又は研究の指導を受ける目的をもって入国する外国人が入学を志願した場合については、学部等の教授会における選考により、外国人留学生として合格者を決定する。

(入学の手續及び許可)

第21条 学長は、試験又は選考により合格し、別に定めるところにより、所定の書類の提出及び入学料の納付を行った者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第22条 学長は、入学を許可した者について、入学資格を偽り、又は、試験若しくは選考において不正があったと認めるときは、入学を許可した日に遡及して入学許可を取り消す。

(転学部等)

第23条 本学の学生で、他の学部等への転籍を志願する者があるときは、学長は、関係学部等の教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

2 本学の学生で、他の学科、学類又は専攻への転籍を志願する者があるときは、学長は、当該学部等の教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は別に定める。

(編入学)

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学の学部等への編入学を志願する者に対しては、試験を行い、学部等の教授会において選考の上、合格者を決定する。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 高等専門学校を卒業又は修了した者

(3) 我が国における修業年限4年以上の大学に2年以上在学(休学期間を除く。)し、学部等が定める単位を修めている者

(4) 我が国における短期大学を卒業した者

(5) 我が国における専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

(6) 我が国における高等学校の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

(7) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

2 編入学した者の修業年限は、獣医学部獣医学科及び医学部医学科を除き、2年又は3年とする。

3 編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第25条 学長は、他の大学に現に在学する者で、本学に入学を志願する者があるときは、第20条の規定にかかわらず、学部等の教授会において選考の上、合格者を決定し入学を許可

することができる。

- 2 前項の規定により入学した者については、入学前に修得した単位数その他の事項を勘案して大学が認める期間を第 15 条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は当該修業年限の 2 分の 1 を超えないものとする。
- 3 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学)

- 第 26 条 学長は、病気その他やむを得ない理由で本学を退学し、又は除籍された者で、その後 2 年以内に同一学部等に再入学を志願するものについては、学部等の教授会において選考の上、入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、修業年限並びに在学年限その他必要な事項は、学部等において定める。

## 第 8 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

- 第 27 条 教育課程は、本学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(副専攻)

- 第 28 条 前条第 1 項により編成する教育課程として、特定課題に関する授業科目で構成する教育課程(以下「副専攻」という。)を開設し、その学修成果を認定することができる。
- 2 副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目)

- 第 29 条 本学において開設する授業科目は、基幹教育科目、専門科目、資格科目及び副専攻科目とする。
- 2 学生は、籍を置く学部等以外の授業科目を別に定めるところにより履修することができる。
  - 3 学部等及び国際基幹教育機構の開設する授業科目、単位数、単位算定基準、学修の評価、履修科目の登録上限その他履修に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

- 第 30 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
  - 3 前項によりメディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時に双方向の通信手段によって行う。
  - 4 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(教育の改善)

- 第 31 条 授業の内容及び方法の改善その他の教育の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 2 前項の研修及び研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の教育機関等における授業科目の履修)

- 第 32 条 学部等において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議等に基

づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、学生が履修した授業科目について修得した単位は、本学の定めるところにより、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育機関等における学修)

第 33 条 学部等において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 34 条 学部等において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部等において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 32 条及び前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 35 条 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第 15 条第 1 項及び第 24 条第 2 項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを申し出たときは、当該学部等の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

## 第 9 章 休学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 36 条 学長は、病気その他やむを得ない理由で引き続き 2 月以上修学することができない者については、本人の願い出により、学部等の教授会の意見を聴いて、休学を許可することができる。

- 2 学長は、病気のため修学が不相当と認める者に対し、休学を命ずることができる。
- 3 第 1 項の規定による休学の願い出は、学年ごとに行わなければならない。

(休学期間)

第 37 条 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。ただし、前条第 2 項による休学については、この限りでない。

- 2 休学期間は、在学期間に算入しない。ただし、前条第 2 項による休学については、学部長等が認める場合、在学期間に算入することができる。

(復学)

第 38 条 学長は、休学期間中であってもその理由が消滅したときは、本人の願い出により、学部等の教授会の意見を聴いて、復学を許可することができる。

(留学)

第 39 条 学長は、第 32 条の規定により、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者については、教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、在学期間に算入する。

(自主退学)

第 40 条 学長は、本人の願い出により、学部等の教授会の意見を聴いて、退学を許可することができる。

(除籍)

第 41 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、除籍する。

(1) 第 16 条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第 37 条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 授業料又は教育環境充実費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 病気その他の事由により成業の見込みがないと教授会において認められた者

(5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

2 除籍に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第 42 条 学長は、本学に修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者については、学部等の教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。

2 本学に 3 年以上在学した者で、学部等で定める卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得した学生(獣医学部獣医学科及び医学部医学科の学生を除く。)が、学校教育法第 89 条に規定する卒業を希望するときは、学長は学部等の教授会の意見を聴いて、卒業を認定することができる。

(学位の授与)

第 43 条 学長は、前条第 1 項により卒業の認定を受けた者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項により、学長が授与する学位は、次のとおりとする。

学部等・学科・学類名	学位
現代システム科学域	
知識情報システム学類	学士 (情報学) 学士 (学術)
環境社会システム学類	学士 (環境社会システム学) 学士 (学術)
教育福祉学類	学士 (教育福祉学) 学士 (学術)
心理学類	学士 (心理学) 学士 (学術)
文学部	
哲学歴史学科	学士 (文学)
人間行動学科	学士 (文学)
言語文化学科	学士 (文学)
文化構想学科	学士 (文学)
法学部	

法学科	学士（法学）
経済学部	
経済学科	学士（経済学）
商学部	
商学科	学士（商学）
公共経営学科	学士（商学）
理学部	
数学科	学士（理学）
物理学科	学士（理学）
化学科	学士（理学）
生物学科	学士（理学）
地球学科	学士（理学）
生物化学科	学士（理学）
工学部	
航空宇宙工学科	学士（工学）
海洋システム工学科	学士（工学）
機械工学科	学士（工学）
建築学科	学士（工学）
都市学科	学士（工学）
電子物理工学科	学士（工学）
情報工学科	学士（工学）
電気電子システム工学科	学士（工学）
応用化学科	学士（工学）
化学工学科	学士（工学）
マテリアル工学科	学士（工学）
化学バイオ工学科	学士（工学）
農学部	
応用生物科学科	学士（農学）
生命機能化学科	学士（農学）
緑地環境科学科	学士（農学）
獣医学部	
獣医学科	学士（獣医学）
医学部	
医学科	学士（医学）
リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	学士（保健学） 学士（保健学）
看護学部	
看護学科	学士（看護学）
生活科学部	
食栄養学科	学士（生活科学）
居住環境学科	学士（生活科学）
人間福祉学科	学士（生活科学）

3 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞罰

(表彰)



第 44 条 学長は、学生として表彰に値する行為があったものについては、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 45 条 学長は、本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為を行った者を、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由なく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める

## 第 12 章 寄宿舍

(寄宿舍)

第 46 条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 13 章 検定料、入学料、授業料、教育環境充実費及びその他の費用

(入学検定料、入学料、授業料、教育環境充実費及びその他の費用)

第 47 条 本学の入学検定料、入学料、授業料、教育環境充実費及び寄宿舍料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

(入学検定料等の減額又は免除)

第 48 条 特別の理由があると認められる者については、別に定めるところにより、入学検定料、入学料、授業料及び実習負担金を減額し、又は免除することがある。

## 第 14 章 科目等履修生、特別履修生及び研修生等

(科目等履修生)

第 49 条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、教授会において選考の上、科目等履修生として受け入れることができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目については、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別履修生)

第 50 条 学長は、他の大学又は短期大学若しくは高等専門学校との協議に基づき、当該大学等の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授会において選考の上、特別履修生として履修を認めることができる。

2 特別履修生が履修した授業科目については、単位を与えることができる。

3 特別履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第 51 条 学長は、公の機関又は団体等との協議に基づき、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授会において選考の上、研修生として履修を認めることができる。

2 研修生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等に関する準用規定)

第52条 第40条、第41条及び第45条の規定は、科目等履修生、特別履修生及び研修生について準用する。

(履修証明プログラム)

第53条 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設し、履修生を受け入れることができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

## 第15章 公開講座

(公開講座)

第54条 本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度から令和8年度までにおける学科学類の収容定員及び収容定員の合計については、別表(第4条関係)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部等	学科・学類	専攻	収容定員				
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
現代システム科学域	知識情報システム学類		60	120	180	240	240
	環境社会システム学類		100	200	300	400	400
	教育福祉学類		55	110	165	220	220
	心理学類		45	90	135	180	180
	計		260	520	780	1,040	1,040
文学部	哲学歴史学科		32	64	100	136	136
	人間行動学科		56	112	172	232	232
	言語文化学科		43	86	133	180	180
	文化構想学科		29	58	91	124	124
	計		160	320	496	672	672
法学部	法学科		180	360	545	730	730
	計		180	360	545	730	730
経済学部	経済学科		295	590	885	1,180	1,180
	計		295	590	885	1,180	1,180
商学部	商学科		195	390	585	780	780
	公共経営学科		75	150	225	300	300
	計		270	540	810	1,080	1,080
理学部	数学科		40	80	120	160	160
	物理学科		76	152	228	304	304
	化学科		85	170	255	340	340
	生物学科		40	80	120	160	160

	地球学科		24	48	72	96	96
	生物化学科		34	68	102	136	136
	計		299	598	897	1,196	1,196
工学部	航空宇宙工学科		38	76	115	154	154
	海洋システム工学科		33	66	102	138	138
	機械工学科		128	256	388	520	520
	建築学科		34	69	104	139	139
	都市学科		50	100	151	202	202
	電子物理工学科		108	216	327	438	438
	情報工学科		77	154	233	312	312
	電気電子システム工学科		65	130	199	268	268
	応用化学科		70	140	217	294	294
	化学工学科		38	76	122	168	168
	マテリアル工学科		43	86	133	180	180
	化学バイオ工学科		57	114	173	232	232
	計		741	1483	2,264	3,045	3,045
	農学部	応用生物科学科		50	100	150	200
生命機能化学科			50	100	150	200	200
緑地環境科学科			50	100	150	200	200
計		150	300	450	600	600	
獣医学部	獣医学科		40	80	120	160	200
	計		40	80	120	160	200
医学部	医学科		90	180	270	360	450
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	25	50	75	100	100
		作業療法学専攻	25	50	75	100	100
	計		140	280	420	560	650
看護学部	看護学科		160	320	480	640	640
	計		160	320	480	640	640
生活科学部	食栄養学科		65	130	195	260	260
	居住環境学科		43	86	129	172	172
	人間福祉学科		45	90	135	180	180
	計		153	306	459	612	612
収容定員の合計			2,848	5,697	8,606	11,515	11,645

別表（第4条関係）

学部等	学科・学類	専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
現代システム 科学域	知識情報システム学類		60	—	240
	環境社会システム学類		100	—	400
	教育福祉学類		55	—	220
	心理学類		45	—	180
	計		260	—	1,040
文学部	哲学歴史学科		32	3年次 4	136
	人間行動学科		56	3年次 4	232
	言語文化学科		43	3年次 4	180

	文化構想学科		29	3年次 4	124
	計		160	16	672
法学部	法学科		180	3年次 5	730
	計		180	5	730
経済学部	経済学科		295	—	1,180
	計		295	—	1,180
商学部	商学科		195	—	780
	公共経営学科		75	—	300
	計		270	—	1,080
理学部	数学科		40	—	160
	物理学科		76	—	304
	化学科		85	—	340
	生物学科		40	—	160
	地球学科		24	—	96
	生物化学科		34	—	136
	計		299	—	1,196
工学部	航空宇宙工学科		38	3年次 1	154
	海洋システム工学科		33	3年次 3	138
	機械工学科		128	3年次 4	520
	建築学科		34	2年次 1	139
	都市学科		50	3年次 1	202
	電子物理工学科		108	3年次 3	438
	情報工学科		77	3年次 2	312
	電気電子システム工学科		65	3年次 4	268
	応用化学科		70	3年次 7	294
	化学工学科		38	3年次 8	168
	マテリアル工学科		43	3年次 4	180
	化学バイオ工学科		57	3年次 2	232
	計		741	40	3,045
農学部	応用生物科学科		50	—	200
	生命機能化学科		50	—	200
	緑地環境科学科		50	—	200
	計		150	—	600
獣医学部	獣医学科		40	—	240
	計		40	—	240
医学部	医学科		90	—	540
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	25	—	100
		作業療法学専攻	25	—	100
	計		140	—	740
看護学部	看護学科		160	—	640
	計		160	—	640
生活科学部	食栄養学科		65	—	260
	居住環境学科		43	—	172
	人間福祉学科		45	—	180

	計	153	—	612
	合計	2,848	61	11,775

## 大阪公立大学教授会規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、大阪公立大学学則第11条第2項及び同大学院学則第48条第2項の規定に基づき、教授会及び研究科教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

### （構成員等）

第2条 学部、学域、国際基幹教育機構及び研究科（以下「学部等」という。）の教授会は、当該学部等を担当として発令された教授（国際基幹教育機構にあつては、機構長を含む。）をもって構成する。ただし、教育研究審議会の承認を経て准教授その他の教員を加えることができる。

2 学部等の長（以下「学部長等」という。）は、必要があると認めるときは、前項に規定する教授会を構成する者（以下「構成員」という。）以外の者を当該教授会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、当該構成員以外の者は、議決に加わる権利は有しない。

### （審議事項）

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
  - (2) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (3) 学位の授与
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、国際基幹教育機構に置く教授会においては、前項第1号及び第4号に掲げる事項について意見を述べるものとする。
- 3 教授会は、第1項に規定するもののほか、大学及び学部等の教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### （招集）

第4条 教授会は、学部長等が前条に規定する事項について審議する必要があると認めるときに、あらかじめ付議すべき事項を示して招集する。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

### （議長）

第5条 教授会に議長を置き、学部長等をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、当該構成員のうちから議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

### （議事）

第6条 教授会は、当該構成員の2分の1以上で当該学部長等があらかじめ定める割合以上のものが出席しなければ開催できない。

2 教授会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。ただし、重要な案件として議長が定めるものについては、3分の2以上の多数をもって決することができる。

### （議事録）

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(審議の委任等)

第 8 条 教授会は、必要と認める事項につき、それぞれ関係する学部、学域又は研究科に置く教授会（以下「委任先教授会」という。）に、審議を委任し、当該委任先教授会の議決をもって、当該教授会の議決に代えることができる。

2 前項に規定する委任先教授会は、当該教授会に審議を委任した教授会の構成員その他必要な教員をその構成員に加えることができる。

(専門委員会等)

第 9 条 教授会は、教授会の構成員のうち一部の者をもって構成する専門委員会等を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、専門委員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(事務組織)

第 10 条 教授会の事務を処理するための事務組織については、理事長が別に定める。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学部長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(大阪府立大学教授会等規程の廃止)

2 大阪府立大学教授会等規程(平成 31 年 4 月 1 日規程第 235 号)は廃止する。

(経過措置)

3 令和 4 年 4 月 1 日改正後の公立大学法人大阪定款附則第 2 項の規定により設置された大学の学部、学域及び研究科に在学する者が在学しなくなるまでの間、当該学部、学域及び研究科に置かれる教授会の構成員その他運営については、なお従前の例による。